



令和6年10月31日

坂戸市議会議長 様

会 派 名 民政クラブ
代表者名 石井 寛

実 施 報 告 書

下記のとおり、調査研究等を実施したので報告します。

記

- 1 期 日 令和6年10月1日（火）午前9時58分～午後零時05分
2 参加者氏名

石井 寛	森田文明	波多野功和	中島浩喜

- 3 調査研究等の行き先及び内容

行き先	内 容
坂戸市役所 3階 全員協議会室	坂戸市議会議員研修会 「議員の役割と権限について」

- 4 概要
別添のとおり

坂戸市議会議員研修会実施報告

- 1 日 時 令和6年10月1日(火) 午前9時58分～午後零時05分
- 2 場 所 坂戸市役所 3階 全員協議会室
- 3 内 容 「議員の役割と権限について」
(株)廣瀬行政研究所 代表取締役 廣瀬 和彦 氏

4 内容についての概要

本会派は、前記内容について、議員研修会に出席し、講師から説明を受けた。
説明及び主な質疑は次のとおりである。

(1) 議員の役割

- ①地方議員は、住民の直接選挙によって選ばれた地方公共団体における住民全体の代表者であること。
- ②地方議員は、特別職の公務員であって地方公共団体全体の奉仕者であること。
【憲法15条2項】すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。
- ③多種多様な長だけでは把握しきれない様々な地域における民意を把握し議会に反映し、さらに議会の一員として住民の利害の調整を図りながら、問題・課題を把握・分析・解決策を考えること。
- ④多様な民意を行政機関に伝え、住民と行政機関との懸け橋となり、市政における問題点等の共通認識を行政機関に持たせること。
- ⑤住民全体の代表者、奉仕者として地域全体の公共利益を考えて表決に臨むこと。個別の利益の実現を図るため、行政に不当に介入し、公正な執行をゆがめるようなことは許されない。

(2) 政治倫理に反する行動をしないこと

- ①倫理：強制力を伴う法規範に対し、内心の道德規範をいう。
- ②政治倫理：政治にかかわる者の行為規範であり、道德よりもむしろ法規範に近い問題。
- ③行政倫理：公務員に対する社会の期待や信頼にこたえる行動規範をいう。

※政治倫理の大きな意義の1つとして、議会と議員が政治倫理に関する自浄作用を発揮し、住民の期待に応えながら住民との間の信頼関係を構築することが挙げられる。

(3) 議会と職員との関係

議長と議会事務局職員：地方自治法 138 条 5 項及び 7 項により議長は議会事務局職員の任免権及び指揮命令権を有するので、上司部下の関係にある。

①議員と議会事務局職員：法的に上司部下の関係はなし。議員の指揮命令・調査依頼に応じる法的な義務はなし。

②議員と執行機関職員：法的に上司部下の関係はなし。執行機関職員の任命権者は長であり、長の指揮命令権に従えばよい。

(4) ハラスメント

①ハラスメントとは、自分より弱い立場にあるものに対して、心理的・肉体的攻撃を繰り返し、相手に深刻な苦しみを与える行動をいう。

②パワーハラスメントとは、優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害されるもの。

※労働施策総合推進法 30 条の 2

③セクシャルハラスメントとは、性的な言動により労働者が労働条件について不利益を受けたり、就業環境が害されること。

※男女雇用機会均等法 11 条

(5) 主な議員の権限

①議案提出権・修正権：議案とは一般的に案を備え議会の議決を要するものをいい、議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。修正権とは原案に対してその一部または全部を改めなおすことを求める権限をいう。

②発言権：発言に当たり標準市議会会議規則 51 条 1 項によりあらかじめ議長に伝える通告制が採用。

質問は一般行政について疑義と意見を述べる。

質疑は議案に関する疑義を述べる。

討論は賛成又は反対の理由を述べる。

③請求権・異議権・審査申立権

請求権：臨時会招集請求(地方自治法 101 条 3 項) 議員の定数の 4 分の 1 以上の者。

開議請求権(地方自治法 114 条 1 項) 議員の定数の半数以上の者から請求。

委員会の招集請求(標準市議会委員会条例 15 条 2 項) 委員の定数の半数以上の者から請求。

異議権：一定の要件を満たして議長に行えば法的効果を有する。

(地方自治法 114 条 2 項) 閉議、中止宣告に対する異議等。

審査申立権：議会の決定による議員の資格の有無に対する異議、議会の決定による選挙の投票の効力に関する異議の申立権。

(地方自治法 127 条) 決定、裁決のあった日から 21 日以内に申立て・出訴することができる。

④表決権：議員が議長が宣告した問題に対し賛否の意思を表明する行為をいう。

議員が自らの賛否の意思を表明するもの。

⑤請願紹介権：議員が請願者からの依頼により請願を議会に紹介するのが請願紹介権(地方自治法 124 条)。

請願は請願紹介議員及び標準市議会会議規則 139 条で規定された要件を満たしたものが請願として取り扱われる。要件を 1 つでも満たさないと陳情となる。

(6) 質疑応答

研修時間が超過したため省略した。

5 感想・所見

本市では、任期満了に伴い本年 4 月 7 日告示、14 日投票で市議会議員一般選挙が執行された。その結果、定数 20 人に対し再選を果たした議員が 12 人、初当選した議員が 8 人となっている。

議会は地方公共団体の意思を決定する機関であり、議会を組織する議員は住民が直接選挙で選び、選ばれた議員は地方自治法第 89 条 3 項「普通地方公共団体の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。」の規定に基づいて、良職や常識のもと、法律や条例、規則等、あらゆる法律等を遵守しながら職務を遂行する責任を負っているわけである。

全国の議会では、明文化されていないことについては、これまで先例主義、慣例主義に従い運営を行ってきた。無責任な発言や行動、SNS の発信など、今後、一定のルールを守れない議員が誕生した場合、ある程度、権限を制限する必要がある。そうすることが本当の平等であると考ええる。

議員と職員の関係や議員の権限、報酬の位置付けなどを細かく確認していくと不備が多いことが分かる。曖昧なままではなく法律などで定義するべきである。

今回の研修を受講し、再選・初当選に関係なく、全ての議員が法律に基づく役割をしっかりと自覚するとともに、議会と議員が政治倫理に関する自浄作用を発揮し、住民の期待に応えながら住民との間の信頼関係を構築しなくてはならないと強く感じた。



令和6年11月15日

坂戸市議会議長 様

会 派 名 民政クラブ
代表者名 石 井 寛

実 施 報 告 書

下記のとおり、調査研究等を実施したので報告します。

記

1 期 日 令和6年10月16日（水）～ 令和6年10月18日（金）

2 参加者氏名

石井 寛	森田 文明	波多野 功和	中島 浩喜
------	-------	--------	-------

3 調査研究等の行き先及び内容

期日	行き先	内 容
10月16日	兵庫県 西宮市役所	行政視察（コミュニティ交通の取組）
10月17日 10月18日	第86回 全国都市問題会議	健康づくりとまちづくり ～市民の一生に寄り添う都市政策～

4 概 要

別添のとおり

※行政視察：ページ11

※第86回全国都市問題会議：ページ12

兵庫県西宮市行政視察調査結果報告

1 日 時

令和6年10月16日（水）午後1時30分～午後3時00分

2 行 先

兵庫県西宮市役所（兵庫県西宮市六湛寺町10番3号）

3 内 容

「コミュニティ交通の取組」について

4 行政視察先（兵庫県西宮市）の概要

（1）地 勢

西宮市は兵庫県の南東部にあり、大阪と神戸の間に位置する人口約49万人、面積約100.18平方キロメートルの文教住宅都市である。北側に六甲山系、南側は大阪湾の美しい自然に恵まれ、数多くの文化施設や教育機関を擁している。

歴史的遺産も多く、史跡が市内に点在し、1,000年以上昔の記録にも西宮の名が残されており、高校野球の「甲子園球場」のあるまちとしても有名である。

西宮市の工業は酒造業を中心に食品加工業が約8割を占め、食品加工業の出荷額は全国でもトップクラスにある。また、市南部の阪神高速道路や北部の中国自動車道など、物流拠点としての条件が良好なことから、運輸・通信業も盛んである。

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災により市域は甚大な被害を受けたが、復旧・復興に取組み、安全なまちづくりが進められている。

平成20年4月には、中核市に移行し、名実ともに阪神間の中核都市として、発展を続けている。

（2）市各種データ ※（坂戸市数値） ※令和5年度決算カードより

①人 口：485,587人	（100,275人）
②世帯数：214,891世帯	（44,495世帯）
③面 積：100.18km ²	（41.02km ² ）
④市町村類型：中核市	（Ⅲ-3 一般市）
⑤財政力指数：0.928	（0.780）
⑥経常収支比率：98.30%	（93.8%）
⑦実質収支比率：0.52%	（8.5%）
⑧実質公債費比率：4.7%	（8.6%）
⑨歳入決算総額 198,092,866千円	（37,300,572千円）

⑩歳出決算総額	197,327,086千円	(35,337,917千円)
⑪地方税収入	90,851,942千円	(14,228,595千円)

5 内容についての概要

本会派は、前記内容について、兵庫県西宮市を訪問し、担当職員等から概要説明を聴取し、質疑・応答を行った。説明及び主な質疑は次のとおりである。

【説明】

(1) 西宮市の交通の現況

ア 鉄 道

南部では、本線として東西方向に JR 東海道本線、阪急神戸本線、阪神本線支線として南北 方向に阪急甲陽線・今津線、阪神武庫川線が整備されている。北部では、東側の塩瀬地域には JR 福知山線が整備されているが、西側の山口地域には鉄道がなく、最寄りの鉄道は神戸市内を運行する神戸電鉄三田線・有馬線である。鉄道駅は市内に23駅あり、阪急西宮北口駅、阪急夙川駅、阪神西宮駅、阪神甲子園駅では平日1日当たりの運行本数が500本以上あり、次いで JR 西宮駅、阪神武庫川駅では平日1日当たりの運行本数が400本以上である。特に特急、快速などが停車する駅で運行本数が多くなっている。

イ バ ス

バス路線は、鉄道網を補完するように概ね市域全体で整備されている。平成21年度から北部の山口地域と南部市街地を直接連絡する基幹交通として、市が事業主体の役割を担いさくらやま なみバスを運行している。バスの運行本数は、阪神西宮駅、JR 西宮駅、阪神甲子園駅付近のバス停やそれらの鉄道駅に 接続する主要路線のバス停で多くなっている一方、平日1日当たりの運行本数が50本（7時～22時の15時間で平均すると1時間3本程度）未満のバス停も存在している。また、バス停までの距離がある地域や地形的に高低差が大きい地域などのバスの利用が不便な地域が存在している。

(2) 西宮市都市交通会議について

ア 目 的

西宮市は、大阪・神戸の両大都市の中間に位置し、鉄道網やバス路線網が発達した公共交通の利便性が高い都市である。

しかし、高齢化の進展により、身近な交通手段であるバス交通の充実に対する要望が高まりつつあり、鉄道の利便性についても一層の向上が求められている。また、地球温暖化防止や、低炭素で環境に優しいまちづくりを目指す観点からも、マイカーから鉄道・バスへの利用転換を促進することが必要となってきた。

そこで、市が目指す「みんなが暮らしやすく、お出かけしたくなるまち」の実現に向けて、

交通施設整備などのハード対策だけでなく、バス等の移動手段に対するソフト対策を組み合わせるなど、交通施策を効率的に推進するため、総合的かつ戦略的な都市交通計画の策定に関する意見聴取及び進捗管理に関する連絡調整を行うとともに、地域の特性・実情に応じた公共交通サービス等に関する事項について、行政、住民、事業者等が連携・協働して推進していく協議・調整の場として、「西宮市都市交通会議」を設置した。

イ 法令上の位置づけ

- ・ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号)
- ・ 道路運送法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 75 号)
- ・ 都市・地域総合交通戦略要綱(平成 21 年 3 月 16 日付国都街第 77 号)

ウ 会議の役割

- ・ 都市交通計画の策定に関する意見聴取
- ・ 都市交通計画に位置付けられた事業の進捗管理に関する連絡調整
- ・ 都市交通計画に位置付けられた事業の実施に関する連絡調整
- ・ 地域の特性・実情に応じた公共交通サービスに関する協議又は連絡調整
- ・ 公共交通の利便性向上策に関する協議又は連絡調整
- ・ 都市交通会議として取り組むべき事業の実施
- ・ その他、交通会議の目的を達成するために必要な業務

(3) コミュニティ交通の取組について

ア 市の支援制度の概要

鉄道駅や路線バス停留所から一定の距離以上離れているなどの条件をもつ「公共交通不便地域」の中でも、地域内や鉄道駅・路線バス停留所からの高低差が大きく、高齢の方などが徒歩や自転車で移動することが困難な地域では、既存の公共交通機関を生活移動手段として利用することが難しいことが考えられる。

このような状況にある地域の住民の方々が、生活移動手段の確保を目的として主体的に取り組む乗合交通（コミュニティ交通）の取組について、市は支援を行うことで、持続可能な地域公共交通の確保を図っている。

また、そのような地域の住民の方々の取組を通じて地域内交流を促進し、活力ある地域づくりを支援している。

イ 市の支援の内容

①地域内での検討時

- ・ 地域で組織されるコミュニティ交通の取組のための団体の活動をサポートする。
- ・ 関係諸機関との協議調整をサポートする。
- ・ 団体からの申請に基づき、専門的な知識と経験があるアドバイザーを派遣する。

②試験運行時

- ・コミュニティ交通の需要や利用動向等を把握し、本格運行の実現可能性を検討するために行う試験運行に係る次の費用について、補助金を交付する。

(1) 運行損失

(2) 試験運行を行うために必要な関係事務経費（補助額には上限あり）

③本格運行時

- ・試験運行等の結果から、継続的に運行できると判断され、関係機関との間で合意が得られたコミュニティ交通の本格運行に係る次の費用について、補助金を交付する。

(1) 運行損失（補助額には上限あり）

(2) 本格運行のために購入した車両の減価償却費

(3) 本格運行のために必要なバス停留所の設置等に関する費用

(4) 生瀬地区の取組

ア 事業目標

産官学民の連携・協働による、地域にふさわしい、住民目線で身の丈にあった持続可能なおでかけ交通「ぐるっと生瀬」の運行とまちづくり

イ 重点目標

(1) 生瀬における交通困難問題を解消する

➤ 老いも若きも誰もが気軽に、安心して移動できる手段

(2) 生瀬における新たなコミュニティづくりと地域の活性化の一助を目指す

➤ 人や地域（自治会等）をつなぐ生瀬のシンボル

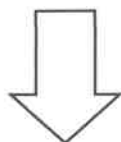
(3) 上記のことを達成するために9自治会がともに連携・協働して行う

➤ 持続可能な運行を行うために、採算性を重視

ウ 事業目標（平均乗車人数）

①第Ⅰ期（2015年10月～2018年9月）

	目 標	実績	達成率
1年目	70人/日以上	83.7/日	119.6%
2年目	85人/日以上	94.4/日	111.1%
3年目	100人/日以上	98.0/日	98.0%



運行計画の見直し（1日5便 ➤ 6便に増便）

②第Ⅱ期（2018年10月～2021年9月）

	目 標	実績	達成率
4年目	110人/日以上	109.5日	99.5%
5年目	120人/日以上		
6年目	80人/日以上	※コロナウィルスにより130人から下方修正	

エ 主な活動内容

①定期的な活動

- ・理事会（年2回）・常任理事会（月1回）
- ・会報編集会議（月1回）の開催
- ・駅前キャンペーン（月1回）
- ・情報交換会（週1回）

②地域行事などへの参加

- ・盆踊り、敬老会、秋祭り、市民祭り等

③学校園との連携

- ・学校園へのPR、中学生によるトライやるウィークの受入れ等

④他市との交流

- ・視察の受入れ

⑤記念イベントの実施

- ・利用者数達成イベント等

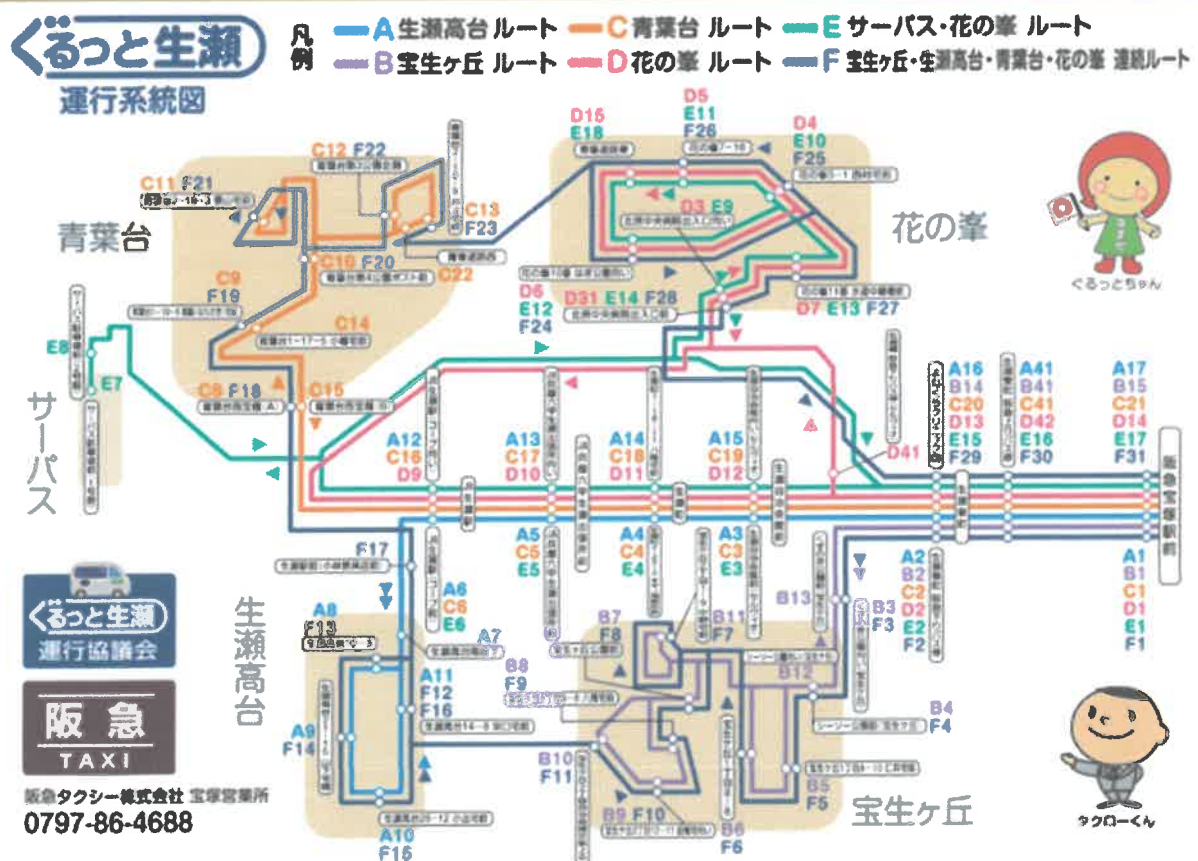
⑥ゆるキャラ（ぐるっとちゃん）の活用

- ・各種行事への参加

⑦ぐるなま合唱団の活動

- ・各種行事への参加

オ 生瀬地区の交通網



6 主な質疑応答

【事前質問事項】

1 予 算

(1) 令和6年度予算（歳入）での国県補助金等の内訳について

※令和6年度の補助金は未定のため、令和5年度の実績を回答します。

◇さくらやまなみバス

・国補助金

地域間幹線系統確保維持費補助金 運行経費：約2400万円、車両減価償却費：約720万円

・県補助金

兵庫県市町振興支援交付金：約210万円

◇コミュニティ交通

・国補助金

地域内フィーダー系統確保維持費補助金 運行経費：約100万円

車両減価償却費：約20万円

(2) 令和6年度予算（歳出）での財源内訳について

※当課におけるバス助成関連の事業費のみ回答します。

項目	R6 予算額	備考
さくらやまなみバス事業	約 85,500 千円	運行損失、車両購入等
コミュニティ交通支援事業		
運行損失（本格運行）	約 4,800 千円	
車両減価償却費（本格運行）	約 1,900 千円	
試験運行等助成金	約 11,800 千円	
報償費（専門家派遣）	約 860 千円	
その他	約 1,700 千円	委託料、印刷製本費
計	約 21,100 千円	
バス等利用促進対策事業		
ノンステップバス導入補助	約 700 千円	
上屋及びベンチ整備補助	約 800 千円	
計	約 1,500 千円	
合 計	約 108,000 千円	

2 公共交通事業

(1) 貴市の公共交通施策の特徴について

本市の公共交通は、ほとんどが民間事業者により提供されており、比較的公共交通の利便性は高いまちと考えている。一方で、大型の路線バスが入り込めない地域や鉄道駅からの距離があるなど、公共交通の不便な地域が山間部の住宅地を中心に点在しており、高齢者等の移動手

段の確保に課題があった。このような課題に対し、鉄道駅がなく市内中心部への移動が困難であった地域においては、市が事業主体となり「さくらやまなみバス事業」として直接連絡できる路線バスを運行し、高齢者の交通手段の確保や高校等への通学手段の確保に努めている。また、路線バスが入り込めない公共交通不便地域においては、地域主体による「コミュニティ交通」の運行に関する支援を行っている。

その他、都市交通会議において交通事業者（鉄道、バス、タクシー）と情報共有を行い、特に路線バス事業者については、定期的に意見交換を行うなど情報共有を図るとともに、路線バス事業者に対し、バス停留所の上屋・ベンチの整備、ノンステップバス購入、バスロケーションシステムの整備に対して補助を行っている。また、公共交通を補完する目的でシェアサイクル事業も行っている。

視察時説明資料①②③参照

参照 <https://www.nishi.or.jp/kotsu/kotsu/kotsukeikaku/kotsukeikaku/kotsukeikaku.html>

（２）貴市の公共交通施策での歴史的経緯、沿革について

「さくらやまなみバス」

- H3 山口地域よりバス新設に関する要望（トンネル開通が契機）
- H4 市議会で請願書が採択
- H6 山口地域バス問題検討委員会が発足
- H9 市が試験運行を実施
- H20 南北バス運行事業検討委員会より本格運行に向けた答申
- H21 本格運行開始
- H24 さくらやまなみバス事業評価委員会からの答申を受け事業継続が決定
- H29 ふるさと納税制度を活用し受付を開始

「ぐるっと生瀬」

視察時説明資料④⑤参照

「名塩・生野高原ふれあいバス」

- H30 名塩コミュニティバス準備委員会設立
- R4.6～8 第1回試験運行
- R4.12～R5.9 第2回試験運行
- R6.4 本格運行

視察時説明資料⑥参照

(3) 貴市の南北に長い地形における公共交通を運行する上でのポイントについて

市直営の公共交通はないが、さくらやまなみバスは南北（山口地区～南部市街地）を結ぶ基幹交通として、通勤や通学、山口地区の活性化、南北間の交流に寄与していると考えている。

コミュニティ交通については、各地区において公共交通サービスレベルや生活利便施設の立地、住民の生活拠点の考え方が様々であるため、地域住民が主体となってその地域に合った運行計画等を作成することで持続可能な交通になるものと考えている。

(4) 民間交通会社との接続に関する留意点について

※ご質問の主旨が、コミュニティ交通と民間交通会社との接続と解釈して、下記のとおり回答します。

各地区において、買い物や医療施設の位置や、民間交通会社の本数、利用者のニーズ等を踏まえて時刻表を検討している。

甲陽園地区は、本格運行に向けて試験運行等の検討を行っている状況だが、起終点である阪急甲陽園駅でのスムーズな接続の要望が多く、阪急甲陽園駅の電車の到着時刻に合わせてコミュニティバスの発車時刻を設定している。

ぐるっと生瀬については、生活拠点である宝塚駅には阪急と JR があり本数も多いことから、鉄道との接続は特に意識されていない。

名塩・生野高原ふれあいバスについては、生活拠点である JR 西宮名塩駅における鉄道の本数が多いが、阪急バスの本数は多くないため、阪急バス赤坂峠停留所での阪急バスとの接続を考慮した時刻表としている。

【当日質問事項】

- ・事業計画の見直し、改定は、何年ごとに実施しているか？
 - 事業目標は現在第Ⅲ期に移行している。微修正は都度協議会で審議している。
 - ・市交通施策の地域の担い手は？
 - 自治会、コミュニティ交通 → 運営の主体は地域で行っている。（西宮市の特徴）
 - ・アドバイザーはどのような経歴を持つものか？また、報酬の支払いはあるのか？
 - 学識者、大学教授、コンサルタント
 - 1回あたり2万円（市の基準で支出している）
 - ・生瀬地区の財政支出は？
 - 年間1,000万円かかっている。
 - 内訳 収益分：800万円
 - 赤字分：200万円（国補助金1/2：100万円、市補助金1/2：100万円）
- ※国の補助金：地域公共交通確保維持改善事業費補助金

- ・協議会の構成は？
 - 地元から選出された方、地域によって様々な構成。※課題は後任者の不足
 - ボランティア輸送では、事業が長続きしなかった。
- ・料金の設定の主体はどこか？
 - 運行収支の関係で地域で決定している。
- ・バスの広告やスポンサーの決定の主体、どのような媒体を使用しているか？
 - 地域で決定している。
 - 車体に貼るマグネットシール等
 - 広告収入は、地域の収入としている。
- ・事業運営の課題は？
 - 2024 年問題（ドライバーの不足）、燃料費の高騰
 - 2 種免許、大型免許取得者の人件費が安い → 今後、人件費をアップしていく。

7 感想・所見

■本市も西宮市同様に恵まれた地勢

本市は都心から45km圏に位置し、東武東上線で都心に直結していることもあり、東京都への通勤圏として発展してきた。鉄道は、東武東上線と東武越生線が通っており、東武東上線には、若葉駅、坂戸駅、北坂戸駅、東武越生線には西大塚駅がある。また、坂戸駅は東上線と越生線の結節点となっている。これまでの東京メトロ有楽町線に加え、平成25年3月から東武東上線と東急東横線、横浜高速みなとみらい線との相互直通運転（東京メトロ副都心線経由）が開始され、鉄道交通網の利便性は一層高まった。

西宮市と同様に本市の地勢（鉄道交通網）は恵まれているが、高齢化による免許返納者が増加する中で、東西に広がる地形により、旧村（三芳野地区、勝呂地区、入西地区、大塚地区）からの各駅へのアクセスに課題がある。

これらの課題を解決するためには、柔軟性のある地域交通の構築が必要である。決まった時間に決まったルートを運行する路線バスや、自由な時間に自由な場所で乗降ができるタクシーとは異なり、あらかじめ利用登録をした方が、電話などの予約により、自宅等から目的地、目的地から自宅等まで、乗り合いにより移動する運行形態をまずは市内の実施エリアを選定して、試行することが必要と考える。

■「地域のつながり」や「ボランティアへ理解、関心」が高い地域

関西地域は、平成7年1月に発生した未曾有の阪神・淡路大震災を経験し、その後の復興活動に関して、ボランティア活動に対する理解が進み、自治体はボランティア助成の仕組みを構築し、ボランティア活動の支援を進めてきた。

大規模災害後の地域では、総務省で実施する「社会生活基本調査」により、被災地でのボランティアに対する理解が進み、参加率も高くなっている。

震災後、約30年を経て、ボランティアに対する理解や関心の醸成が進み、長年培った住民自治が浸透しているように思われる。西宮市の交通行政を見ても、市民が主役であり、市民の熱量が高く、行政は市民のサポートに徹し、絶妙なポジションをとっていると感じた。

■運営（路線の整備、運営等）は、市民の手で行われている。

生瀬地区の市民バスの交通網は、地域の協議会を通じて、住民の手で運営されていることに驚いた。市民バスの運行は、独立採算性を採り、自らの計画により運行されている。行政は、市民のサポート役に徹している。

地域のバックグラウンドの違いにより、西宮市のシステムを坂戸市にそのまま置いても成功はしないと考える。本市も含めて関東地域においては、行政による交通システムの構築から運営まで行うことが妥当と考えるが、西宮市の熱量を感じて、本市のアンケートやパブリックコメントから一歩踏み込んだ手法を模索しても良いと感じた。

第86回全国都市問題会議調査結果報告

1 日 時

第1日目：令和6年10月17日（木）午前9時30分～午後4時30分

第2日目：令和6年10月18日（金）午前9時30分～正午

2 行 先

兵庫県姫路市神屋町143番地2 「アクリエひめじ」

3 内 容

「健康づくりとまちづくり～市民の一生に寄り添う都市政策～」

◇今回の会議の目指すところ

①これまでの「健康づくり政策」を振り返る。

「健康の増進に関する基本的な方向」

（1）健康寿命の延伸・健康格差の縮小

（2）生活習慣病の発症予防・重症化予防

（3）社会生活機能の維持・向上

（4）健康のための資源へのアクセスの改善と公平性の確保

（5）生活習慣の改善

- 平均寿命と健康寿命との格差は、縮小傾向にないため、まだまだ、十分な取組と言えない。

「健康増進」は、住民生活に密接に関わっている自治体の存在が重要である。

国民1人1人の健康づくり政策に対する向き合い方として、国の政策を補完するのみではなく、地域の実情を踏まえた独自性のある健康づくり政策への着手が必要である。

◇今回の会議の3つの論点

①自治体は住民の健康づくりにどう貢献できるのか。

これまでの健康づくり政策は、いかなる影響をもたらしてきたのか。

「住民の健康づくりに対して自治体が果たすべき役割は何か」を考察する。

- 2002年に成立した健康増進法により、自治体は国民の健康づくりに対して重要な役割を果たす存在である。

- 自治体が住民の健康づくりに果たすべき範囲は、「一生」であり、そのアプローチ方法も多様である。身体的なサポートだけでなく、生活習慣病予防や健康診断受診率など健康寿命延伸に関わる事項等、各々のライフステージに合致した健康づくりが必要である。

これからの自治体は、個人と社会の交わりを意識した健康づくりについて、積極的にコミットしていかなければならない。個人1人1人の健康的な生活に一生寄り添う、いわば、「パートナー」のような役割となる。

自治体側の前向きな取組が、健康寿命の延伸やがん死亡率の改善、認知症サポーター数の増加に結びついていくものである。

②今後の「健康づくり政策」における課題と方策

住民の健康づくりに対して自治体が果たすべき役割は何か。自治体の先進事例や会議でのディスカッションを通じて、政策実施において自治体が果たすべき役割や遂行上の課題について論じる。

- これからの自治体の政策策定において、「実証的根拠に基づいた政策決定」が求められていることを意味する。
- 「データ連携基盤」の活用や大胆な規制・制度改革を通じて健康・医療をはじめとした地域課題の解決を目指すとともに、「未来社会の先行実現」が期待される。

③新たな時代の「健康づくりとまちづくり」を考える

住民の健康政策は今後どう展開されるべきかを議論する。

「Society5.0」社会の到来とICTの発展、AI/ビッグデータの利活用など、来るべき社会変革を見据えることで、より実効性を兼ね備えた政策を生み出すことができる。

- 2024年から2035年までの12年間は、「健康日本21（第3次）」による新たな健康づくり施策が展開されることとなり、日本の健康づくり政策は、新たなフェーズにと流入して行く。「誰一人取り残さない健康づくり」、「より実効性を持つ取組」の2つの柱から実現するように計画上定められている。
- 自治体が健康づくり政策の中で、個々人の健康をどう捉え、どのように寄り添ってゆくのか、そして、市民1人1人の健康づくりを自治体経営にどう取り込むのか、試行錯誤が求められる。

4 会議結果

第1日目（令和6年10月17日（木））

（1）開会式 午前9時30分～40分

全国市長会会長 広島県広島市長 松井 一實

開催市 兵庫県姫路市長 清元 秀泰

（2）基調講演 午前9時50分～正午

「生命を捉えなおす - 動的平衡の視点から - 」

生物学者、青山学院大学教授 福岡 伸一

私たちが食した分子は、身体を構成する分子と絶え間なく交換され続けている。
つまり、生命とは、部品から成り立っている分子機械ではなく、部品自体
のダイナミックな分解と合成の流れの中に謳う「分子の淀み」なのである。

- 自らを積極的に壊し続けることで、系内にたまる「エントロピー」を捨て続け、
また、それを作り直すことで、なんとかバランスを保つ。これらは、生命体の特性
である。これらをシェーンハイマーの思考を発展させ、「動的平衡」と呼ぶ。
- 「動的平衡」の生命観は、私たちの身体が、時間の関数として、絶えず変化しつつ、
それでいて柔軟で、適応的で補完的であり、同時にリジリエントなものであること
も説明してくれる。
- 「エントロピー」とは、熱力学及び統計力学において定義される示量性の状態量である。
熱力学において断熱条件下での不可逆性を表す指標として導入され、統計力学において系の
微視的な「乱雑さ」を表す物理量という意味付けがなされた。統計力学での結果から、系か
ら得られる情報に関係があることが指摘され、情報理論にも応用されるようになった。
- 1年前の原子や分子は違うものであり、人間の消化器は、2年から3年で入れ替わる。
動的平衡は、言い換えれば、生きていること。すなわち、作ることより壊すことである。
- 「エントロピー増大の法則」とは、物事は放っておくと時間とともに乱雑・無秩序な状態に
なるという法則である。エントロピー(乱雑さ)が増大するときはエネルギーが必要ないの
に、エントロピーを小さく(整った状態に)するにはエネルギーが必要である。
法則では、先回りをして壊すことであり、人間が生きていることである。この法則は、まちづく
りや都市づくりのヒントといえる。

(3) 主報告

①「市民の「LIFE」（命・くらし・一生）を守り支える

姫路の健康づくりとまちづくり」

兵庫県姫路市長 清元 秀泰

- 姫路市は、兵庫県の南西部、瀬戸内海に面した播磨平野の中心地に位置し、総面積は、534k m²、人口は、県内2番目となる52万人を有する播磨の中核都市である。
古くから政治、経済、文化の中心地として栄え、世界遺産、国宝の姫路城とともに、海・山・川などの豊かな自然や多彩な農産物に恵まれている。
また、ものづくり産業が集積する商工業都市として発展し、近年は、近隣の7市8町と播磨圏域連携中枢都市圏を形成し、圏域をけん引する役割を担っている。

➤健康づくりに資する姫路市の取組

①市民による主体的な介護予防を促進

「通いの場」への参加促進、MCI等の把握、予防支援

②ウォーカブルなまちづくり

「心地よく歩きたくなるまちなか」を形成

③ICTを活用した健康づくり

マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化

「ひめじポイント」を活用した健康づくりの促進

④未来を担う子どもたちの健やかな成長を支援

ライフステージに応じた健康づくりを幼少期から継続的に支援する。

- ・こどもの未来健康支援センター「みらいえ」の解説
- ・子育て情報の発信

- 人口減少・少子高齢化が進む困難な時代に、市民の「LIFE」を守り、まちに活力を生み、明るい未来を切り開いていくための原動力は、「人」である。
市民の健康づくりを促進するためには、市民の健康状態を把握し、改善、自立を促すだけでなく、市民自らが健康増進に資する活動へ積極的に参画するとともに、日々の生活を送る中で、自然と健康になれるような社会環境を構築していくことが重要である。

(4) 一般報告

①「生き物から学ぶ健康なまちづくり」

筑波大学システム情報系教授 谷口 守

- 「都市計画」は、人の暮らしや営みをより良いものとするための学問であり、その中でまちづくりを通じて、市民の健康を実現しようという「健康まちづくり」の考え方が近年大きく着目されている。
- 高度経済成長期以降、都市は利便性を追究し、生活水準をどう向上させるかに政策の焦点が置かれた。その反面、運動不足などに伴う市民の生活習慣病は大きな課題となっている。人口減少に向かう都市にも様々な綻びが見られるようになり、都市自体が多様な生活習慣病に患っている状態になっている。
- 市民の健康と都市の健康は様々な面で密接に関係しており、人口減少に直面しているメタボ体質からコンパクトにしていくのか、そのための分析と制度づくり、普及啓発と合意形成に取り組んできた。まちづくりの在り方について、生き物から学ぶ姿勢がきわめて有効であり、その導入・普及に心がけている。
- 市民の健康づくりにおけるまちづくりの重要性
都市を生き物に例えること、すなわち、現代に日本の都市計画が生活習慣病に患っていると具体的に説明することが有効である。
- バイオミメティクス（生物模倣）への展開
道路や鉄道などの交通ネットワークは、血管などの循環器官といえる。また、1つ1つの建物や部屋は、細胞に相当し、さらに都市も生き物も活動をする上で、エネルギーを必要とし、排泄物も出すこととなる。
「元気な活気のある都市」は、「健康な生命体」であり、都市は、生き物と同様に「成長」し、「新陳代謝」し、「怪我」もして、「生活習慣病」にもなることが分かる。また、「老化」・「再生」し、「多様性」が大切で、「擬態」し、「共生」や「寄生」もあり、最近では、「ゾンビ化」もあると考える。最終的には、「進化」もする。
- 都市は病気か？
(1) 循環不全
健康体を支えるはずの血管ネットワークが計画の段階において各所で不整合を起こしている。

(2) 肥 満

肥満は万病の元と言われているが、それは都市計画でも同じことである。

都市は、その人口などの規模に応じ、公共交通と歩ける範囲でコンパクトに展開するというのがこれからの健康まちづくりの基本である。

(3) 骨粗しょう症

まちの中でも気づかないうちに空き家や空き地が増え、中がスカスカになっていくと困ったことが起こる。必要なサービスが受けられない「寝たきり都市」にならないよう、普段から対策が必要である。

(4) が ん

周りの状況とは無関係に増殖し続ける細胞のことをがん細胞と言うならば、都市の中でもがんのような現象が散見される。

➤競争から協調へ

人口減少が進む中で、健康なまちづくりを進めるには、現在、当たり前のように考えられている新自由経済主義から離れてみる必要がある。

自治体間の人口の取り合いなど不毛で疲弊を招く競争も少なくない。周囲と協調しながら都市構造の問題の体質改善を図っていくこと、そのことこそが、現在の各自治体に求められる健康まちづくりの本質である。

②都市そのものを健康にするまちづくり

～ストレスを軽減し、リフレッシュできるまちへ～

千葉県流山市長 井崎 義治

➤人口減少が進む中で、不動産市場での需要減と供給過多により、全国で空き家が急増している。その状態を乗り切るためには、量より質の「緑豊かな良質な住環境・快適な都市環境」の実現が不可欠であると考えていたところ、昭和 61 年に WHO が提唱した「健康都市」という考え方が市として目指す都市像実現の推進になると考えていた。市が推進するすべての政策分野において「健康」を考慮した政策を形成し、推進することで、都市生活における市民のストレスを軽減し、リフレッシュできる環境を創ることであるといえる。

➤千葉県流山市では、平成 19 年 1 月 1 日に健康都市宣言を行い、流山市健康都市プログラムを策定し、健康に関わる事業を 5 つに分け、健康都市施策を多岐にわたり展開している。

【福祉・教育分野】

子育て環境の充実・長寿社会対応のまちづくり

【環境・都市基盤・安心安全分野】

緑の回復・保全と安心・安全のまちづくり

【地域社会・文化・スポーツ分野】

地域の豊かな文化とスポーツを楽しめるまちづくり

【保健・医療分野】

心と体を健やかに育むまちづくり

【食育・地産地消分野】

安心で健やかな食生活を楽しめるまちづくり

➤つくばエクスプレス沿線区画整理事業で失う緑を回復する方策はないか。

高度経済成長期の大規模な宅地造成や平成 10 年以降の大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法に基づくつくばエクスプレス沿線区画整理事業のための伐採が始まり、事業を止めずに失う緑を最小限にすることが課題であった。

➤環境価値・景観価値を高める「グリーンチェーン制度と認定制度」

認定を受けた住宅や集合住宅は、広告に認定マークを利用できるようにし、市内の金融機関からはグリーンチェーン認定物件の購入者に優遇金利で貸付の協力を取り付けた。住宅の販売実績が向上すると、事業者は認定を取得するようになった。緑豊かな安らぎのあるまちづくりは、市民にとっても、来訪される市外の方にとっても、ストレスを軽減し、リフレッシュできる健康都市「流山市」の重要な都市政策となっている。

➤流山市の都市政策のまとめ

流山市は、都市そのものを健康にするために、すべての政策に健康視点を基軸とした政策の立案と推進により、すべての市民のストレスを軽減し、同時にリフレッシュできる環境整備や施策展開に継続的に取り組む。市民の well - Being を実現することが流山市民の健康と幸せにつながると信じている。

③IT/AI の健康分野への適用例

～姫路市の健診データ解析と歌唱による誤嚥予防～

兵庫県立大学副学長 畑 豊

➤健診結果の解析は、まさに、「健康づくりとまちづくり～市民の一生に寄り添う都市政策～」のエビデンスを得るために重要な指針である。それと同時にファジィ値の表示は、毎年の健診で悪くなっている程度が一目で分かる指標であり、個人の健康に関するモチベーションを高める意味でも使用できると考える。

嚥下機能維持のための方策として唱歌の推奨を取り上げ、それを広げることで高齢者の嚥下機能の維持を狙ったものである。これらは、市民の一生に寄り添う意味で今回のトピックスに合致している。

2日目（令和6年10月18日（金））

（1）パネルディスカッション 午前9時30分～11時50分

①テーマ：健康づくりとまちづくり～市民の一生に寄り添う都市政策～

②コーディネーター：中央大学法学部教授 宮本 太郎

➤少子高齢化時代のまちづくりを考える時には、「元気人口」を増やすことが焦点であると考え。 「元気」や「健康」のために自治体ができることは何か。

地域が持続可能になるためには、「支える側」と「支えられる側」を分けることなく、老若男女問わず、「元気人口」を増やしていくことが課題である。

この高齢化の時代に健康と病気はもはやはっきり二分できるわけではない。

また、若さと老いも何処をもって区別されるのか。現在では、二分法の間ゾーンが急速に膨らみ、このゾーンの人をいかに元気にしていくかで、そのまちの将来が決まるといっても過言ではない。これまでの都市政策では、人生の後半に、つまり、高齢者向けの施策に集中する傾向にあった。

若者が教育から就労に移行する時期、あるいは生まれ育った家を離れて行く時期は、メンタルやフィジカルなリスクが集中する時期である。若い世代の生活習慣病が増加しているというデータも存在する。

逆に言うと健康や保健に関する自治体施策もライフサイクル前半からの施策を進めることで、人生後半のウェルビーイングをも高めることができる。

地域における健康づくりは、これまで取り組まれてきた領域を大きく超えて、まちづくりそのものと重なってきている。老若男女問わず「元気人口」を増やすならば、自治体の持続可能性も高まる。しかも、健康問題は、市民誰もが当事者であり、誰もが関心を高めうるテーマである。市民1人1人が主体にならなければ、前に進まないテーマであり、市民がまちの将来、働き方やライフスタイルを見直していくきっかけになる。

③パネリスト

◇高岡病院児童精神科医 三木 崇弘

医師として最終的には、「住民が自分たちで健康になる行動がとれ、それが上手いかわからないときには、制度に頼ってもらう」ことを目指している。

行政には、数万人から数十万人の地域住民の生活や人生を土台からひっくり返すポテンシャルがあり、「まち」や「暮らし」から健康を考えようとするアプローチが発生してきた流れは、必然的なものである。

◇NPO法人日本栄養パトネット理事長 奥村 圭子

栄養パトロールは、各市町村の地域特性に応じた課題から生じた食環境を評価し、個々の健康課題を見つけていく。栄養パトロールを行うことで、声なきSOSを拾い、本人が望む方法で専門職がアプローチできる仕組みとなっている。

これからも多くの自治体と連携し、1人1人が望む暮らしを食で支援していきたい。

◇長野県茅野市長 今井 敦

国家戦略特区に可能性を懸けて挑戦したが、「挑戦なくして成功なし」という言葉があるが、そこには成長もないと感じている。現在、人口減少や超高齢化に立ち向かうために、全国の多くの自治体は様々な挑戦をしている。

失敗を恐れず、果敢に問題解決の取組を進めることで、多くの成功事例が生み出され、それがロールモデルとなり、全国の自治体の問題解決につながると信じている。

◇大阪府泉大津市長 南出 賢一

健康とは、何かと考えると、現代医療以外の選択肢や食と食を育む自然の大切さに考えが行き着く。社会・経済情勢が大きく変化する中、健康分野だけでなく、あらゆる分野において課題の本質にアプローチする取組が求められる。

今後も課題の本質を見極めた上で、泉大津市から日本と世界共通の課題を解決する先導的なモデルを「官民連携」、「市民共創」で創発し、市民のQOLや幸福度の向上と未来への指針となる取組を育んでいく。

5 感 想

「健康づくりとまちづくり～市民の一生に寄り添う都市政策～」をテーマとした兵庫県姫路市で開催された第86回全国都市問題会議に会派4名で参加した。市民の一生に寄り添った「健康づくり」とは何かを議論した上で、自治体の健康づくり、まちづくりに求められる新たなニーズや課題等を、学術的な切り口である理論と現場で生じている課題解決を含めた実践の両面から幅広く議論された。「誰一人取り残さない」、市民の一生に寄り添う都市政策としての「健康づくり」とは何かについてここでは論じられた。基調講演から一般報告においても学術的な色合いが強いと感じたが、各自治体の長による具体的な政策の実践的取組についての話は、実例を交えた内容により理解しやすく、大学教授の報告は専門性と抽象度が高くなり、話に付いていくことが難しいと感じた。

報告の中で、私が興味・関心を持ったのは、青山学院大学福岡教授の基調講演と姫路市清元市長による主報告であった。福岡教授の学術的で抽象的な理論からまちづくりに置き換えての話は斬新で内容的には難しかったが、「動的平衡」の視点から生命体の特性を解説されたことは大変興味深く、生命観ばかりではなく、まちづくりや施設の維持管理にも「動的平衡」の視点を取り入れることができるのではないかと認識した。普段の議員活動では聞けない貴重な機会であった。また、清元市長の経歴が医師ということもあり、健康政策を市民に対して分かりやすく語れるという印象を持った。姫路市における健康づくりの政策については、「市民による主体的な介護予防を促進」、「ウォーカブルなまちづくり」、「ICTを活用した健康づくり」、「未来を担う子どもたちの健やかな成長を支援」といった点を掲げており、その内容は具体的な事例を交えての報告だったので、大変に分かりやすかった。

6 所 見

他団体の報告を聞いているうちに、坂戸市の現状についてどうなっているのか確認をしたいと思い、多くの計画の中から「第3次坂戸市健康なまちづくり計画」に辿り着いた。本会議の3つの論点のうち、「①自治体は住民の健康づくりにどう貢献できるのか。」の中で、自治体が住民の健康づくりに果たすべき範囲は、「一生」であり、そのアプローチ方法も多様である。

本市においても健康づくりに果たすべき範囲とそのアプローチ方法も同様の方向性であった。施策は、身体的なサポートだけでなく、生活習慣病予防や健康診断受診率など健康寿命延伸に関わる事項等、各々のライフステージに合致した健康づくりが必要である。

これからの自治体は、個人と社会の交わりを意識した健康づくりについて、積極的にコミットしていかなければならない。また、個人1人1人の健康的な生活に一生寄り添う、いわば、「パートナー」のような役割となるべきである。

本市においては、他市に誇れる施策として「葉酸プロジェクト」があり、ライフステージに合致した健康づくりに活かしていければ、効果的に成果が上がるものであろう。

第3次坂戸市健康なまちづくり計画（計画の趣旨）【抜粋】

基本方針1 楽しくかしこく食べて健康な心と身体を育む

日々の食事は生涯にわたって私たちの心身の健康や豊かな人間性を育みます。望ましい食品を選択する力や食を楽しむ力、食を大切にする意識の醸成を通じて、市民の健康増進を図るため、年代に合わせた間断ない食育に取り組めます。

基本方針2 日常的に楽しく身体を動かす

身体活動や運動量の多い人は、少ない人と比較して循環器疾患やがんなどの発症リスクが低いことが立証されています。市民が楽しく積極的に身体を動かすことを 継続して取り組めるよう身体活動・運動による健康づくりに努めます。

基本方針3 自分自身の身体をいたわる

死亡や介護の原因は糖尿病や脳血管疾患といった生活習慣病が多くを占めています。生活習慣病は自覚のないまま進行することが多いため、疾病の早期発見、早期治療に結び付けるためには、定期的な健康診断の受診が必要です。各ライフステージにおいて、女性の健康を生涯にわたり包括的に支援することや 高齢者のロコモ、子どもの運動などを含めたライフコースアプローチの視点を加味 するほか、食生活、運動、喫煙、飲酒といった日々の生活習慣を見直し、適切な行動 変容を促すきっかけや疾病の重症化予防の観点から、健康診断の受診率の向上を目指します。

基本方針4 歯と口の健康を保つ

生涯にわたる歯と口の健康の保持増進は、全身の健康状態とも関連していることが指摘されています。健康寿命の延伸や生活の質の向上のために、歯と口の健康づくりを生活習慣として定着させることが重要です。乳幼児期から高齢期までの全ての市民がライフステージごとの特性に応じた適切な取組とライフコースアプローチに基づく健康行動を継続できるよう、歯と口の健康づくりに取り組めます。

基本方針5 自分らしく生き生きチャレンジする

夢や生きがいを持ちいきいきと暮らすことは、社会参加を促進させ、食生活や運動などの生活習慣行動を良好な状態にしていきます。また、自分自身で健康だと言える人は自分らしい人生が送れている傾向にあります。夢や生きがいを持ち、主体的に人生を選択できることは、健康増進や幸福感の向上につながることから、夢や生きがいづくりを育む地域社会の実現を目指します。

基本方針６ 人と人がふれあう機会をつくる

健康で医療費が少ない地域の背景に「良好なコミュニティ」があるとの指摘がなされています。地域のつながりが健康に影響を与えることは、市民アンケート調査 分析でも明らかになっています。市民一人ひとりが主体的に社会に参加しながら、共に支え合い、地域や人とのつながりを深めることで、健康を支援する環境の実現を目指します。

基本方針７ みんなで健康を支える環境をつくる

人々の健康は、家庭、学校、地域、職場などさまざまな環境の影響を受け、健康格差（健康状態による差）が生じていることから、社会全体で支える仕組みを作ることが重要です。また、良好な住環境が社会的な活動を支援し、自分自身で健康だと言える状態につながっている傾向があります。健康づくりは、個人の努力のみでは限界があることから、自然に健康になれる環境づくり、誰もがアクセスできる健康増進のための基盤整備を、様々な機関と連携を図り、市民の健康づくりを支援する住みよい環境の実現を目指します。